

朝日村森林経営管理制度 実施方針

1 趣旨

朝日村森林経営管理制度実施方針（以下、実施方針）は、朝日村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう朝日村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の考え方

（1）現況と課題

- ① 朝日村の森林は6,147.04haで、うち民有林は6,084.77haである。（別紙1参照）
- ② 民有林のうち、市町村有林等の公有林を除いた私有林は4,509.62haである。
- ③ 朝日村の森林のうち、4877.32haが保安林に指定されており、水源かん養保安林が4331.25ha、土砂流出防備保安林が546.07haである。
- ④ 主な樹種はカラマツ57.7%、民有林のうち人工林率は71.02%である。（面積対比）
- ⑤ 朝日村は地籍単位で、古見地域、針尾地域、小野沢地域、西洗馬地域の4地域に分かれている。また、各地域には複数の地区があり、各々区分されている。
- ⑥ 朝日村では令和7年4月1日時点で、松本広域森林組合、横山木材（有）より、森林経営計画が策定されている。
- ⑦ 松くい虫被害

ア これまでの状況

朝日村内では、平成28年から松くい虫被害が確認され、令和元年度に急激に被害が拡大し処理材積は127.5 m³であった。現在も被害が確認されており、令和6年度の処理材積については250 m³、令和7年度については371 m³の被害量が予測されている。また、古見地域、西洗馬地域に被害が集中している。

イ 現状の対策

村内における対策は、森林では確認された被害木が散逸していたことから、対象木の伐倒くん蒸処理を実施してきた。また、庭木屋敷林等を対象に樹幹注入の補助事業を設け、防除を推進している。

ウ 今後の進め方

古見地域、西洗馬地域では被害が拡大しているため、保安林の機能維持、林産物の確保対策等のため、被害防止計画を策定し、伐倒くん蒸処理とその周辺木の伐倒など迅速な対応に取り組んでいく。

⑧ その他

森林所有者情報の特定に以下のような課題がある。

ア 一部の森林は、所有者、境界、地番などの調査が必要である。

イ 一か所当たりの面積が小さく、また、共有林についても共有者数が多い。

ウ ア、イの理由などから境界、所在等が不明確である事が多い。

なお、主伐期に近い森林が多いため、森林資源の利活用についても検討が必要と考えられる。

(2) 基本的な考え方

朝日村では、森林所有者による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、手入れの進んでいない人工林について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

なお、運用の流れとしては、まず対象森林の絞り込みを行い、その後森林所有者へ意向調査を実施し、回答内容に応じて対応を検討していく。

ただし、ライフラインに近接する森林については、安全、防災などの観点から、村が主体的に管理の計画を検討し進められるものとする。

3 森林所有者意向調査について

朝日村では、森林経営管理制度の対象森林について、令和2年度に長野県林業コンサルタント協会に委託し、法令や数値情報の見地に基づき対象森林の抽出と優先度による絞り込みを行った。

なお、意向調査完了後は、早急に林業事業体へのマッチングを行い、施業を実施する。

考え方及び概要は次のとおりとする。

(1) 対象森林の考え方

① 自ら森林経営が可能な森林であるため対象森林から除外する森林

ア 森林経営計画樹立森林及び森林経営計画樹立予定森林

イ 公有林（国、市村、財産区）

ウ 団体有林、寺社有林、集落有林

エ 保安林

オ 2010年以降に施業実績がある森林

(2) 対象森林面積等

① 対象森林面積等

ア 対象森林の面積及び森林資源 581.86ha

・・・別紙2 森林資源構成表のとおり

イ 対象森林の位置・・・別紙3-1 対象森林位置図のとおり

ウ 対象森林に関わる班数 1217班

・・・別紙3-1 対象森林位置図のとおり

② 意向調査の実施に関する考え方

対象森林は、法令や数値情報の見地に基づき抽出した森林であるため、実際の意向調査の実施に際しては、現地調査等により、施業が可能か判断し、周辺森林への意向調査も含め検討し実施することとする。

(3) 意向調査場所の選定方法

意向調査場所については、林業事業体に施業可能である林班を調査し、調査結果を別紙4-1、4-2、4-3と照らし合わせ、該当する林班のうち優先度の高い山林を意向調査場所として選定する。

(4) 意向調査の方法

意向調査方法は、郵送にて意向に関するアンケートを行った後、返信がなかった者に対して対面調査を実施する。

4 意向確認後の森林経営管理方針

(1) 管理を委託したいと回答があった場合は、意欲と能力のある林業事業体とのマッチングを村が行う。

(2) 上記のマッチングによる管理委託ができなかった場合は、朝日村による主体的な整備を進める。ただし、経営管理権集積計画を定めるかどうか検討を行い、定めない場合もある。定めない場合の例は以下のとおりとする。

① 係争地であるため、直ちに経営管理権を設定することが困難な森林

② 申し出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施してもマッチング、経営管理集積・集約化が見込めない森林

③ その他、朝日村の判断により対象外とする森林

(3) 経営管理集積計画を定める森林について、対象区域を明確化する。

(4) 現地調査等により、森林経営に適すると判断される場合には、経営管理実施権を設定する林業事業体を選定する。

(5) 森林経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条第1項第1号ロに基づく区域設定を検討する。

(6) 朝日村は、林業事業体へのマッチングが完了した森林から整備を進めることとするが、枯損木が倒れライフライン等に影響する恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

(7) 松くい虫被害拡大防止の観点から、更新が必要なアカマツ林については樹種転換を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

(8) 林業経営に適した森林においては、適期に間伐及び主伐・再造林を行い、成林するまでの保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、現地調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民に向けた制度周知に要する経費、その他制度推進に必要である費用など）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

また、森林環境譲与税の性質上、次の事を検討し、実施に努める。

- （１）既存制度（信州の森林づくり事業、森林づくり県民税事業など）の活用も合わせ検討する。
- （２）森林環境譲与税は、森林経営管理制度の実施のほか村内の森林整備の促進や人材育成など、譲与税の趣旨に沿って使用される。
- （３）森林整備等に取り組めない場合は、森林環境譲与税を朝日村森林環境譲与税活用基金に繰入れ、実施できる見込みとなった際は基金を取り崩し原資とする。

6 その他特記事項

- （１）実施方針については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。
- （２）意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- （３）一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、他の市町村と情報共有し、連携して進める。

別紙 1 所有者別、樹種の森林面積

【朝日村の民有林 所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
		割合		割合	
公有林	県	0ha	0.00%	0m3	0.00%
	市町村	1,326.40ha	21.80%	222,247m3	18.49%
	財産区	248.75ha	4.09%	46,520m3	3.87%
	計	1,575.15ha	25.89%	268,767m3	22.36%
私有林	集落有林	163.92ha	2.69%	32,486m3	2.70%
	団体有林	2,970.53ha	48.82%	605,377m3	50.36%
	個人有林	1,279.78ha	21.03%	276,439m3	23.00%
	その他	95.39ha	1.57%	19,067m3	1.59%
	計	4,509.62ha	74.11%	933,369m3	77.64%
合 計		6,084.77ha	100%	1,202,136m3	100%

※ 国有林(官公造林)62.27ha を除く (令和元年度版 長野県民有林の現況より)

【朝日村の民有林 樹種別構成表】

樹種	面積(ha)	比率	蓄材(m³)	比率
アカマツ	825.53	13.69%	170,487	14.19%
カラマツ	3,480.10	57.70%	792,480	65.94%
スギ	95.36	1.58%	39,795	3.31%
ヒノキ	125.27	2.08%	22,577	1.88%
その他針	84.60	1.40%	17,509	1.45%
広葉樹	1,420.06	23.55%	159,023	13.23%
計	6,030.92	100%	1,201,871	100%

※未立木地 53.85ha 含まず (令和元年度版 長野県民有林の現況より)

別紙２ 森林資源構成表

(単位 面積：ha 材積：立米)

林 齢			齢 級		ヒノキ	スギ	カラマツ	アカマツ	その他	合計
1	～	30	1-6	面積	0.66	0	3.21	1.64	0	5.51
				材積	57	0	475	238	0	770
31	～	35	7	面積	0.72	0.02	0	0	0	0.74
				材積	97	6	0	0	0	103
36	～	40	8	面積	5.15	2.26	0	1.62	0	9.03
				材積	737	630	0	285	0	1,652
41	～	45	9	面積	6.95	0.44	5.21	8.73	0.20	21.53
				材積	1,166	156	1,124	1,644	21	4,111
46	～	50	10	面積	9.77	2.97	7.81	26.46	0	47.01
				材積	1,695	1,115	1,702	5,491	0	10,003
51	～	55	11	面積	0.39	5.88	43.71	31.09	0	81.07
				材積	78	2,183	10,145	6,996	0	19,402
56	～	60	12	面積	0.76	11.00	80.5	50.31	0	142.57
				材積	181	3,982	20,836	11,957	0	36,956
61	～	65	13	面積	1.25	13.34	91.84	21.37	0.86	128.66
				材積	293	5,007	24,425	4,815	91	34,631
66	～	70	14	面積	0.53	1.95	43.67	9.81	0	55.96
				材積	102	723	12,758	2,449	0	16,032
71	～		15 以 上	面積	18.42	19.09	51.32	0.95	0	89.78
				材積	5,012	8,304	15,882	254	0	29,452
合 計				面積	44.60	56.95	327.27	151.98	1.06	581.86
				材積	9,418	22,106	87,347	34,129	112	153,112

別紙3-1 対象森林位置図

凡例



朝日村の森林



林 班

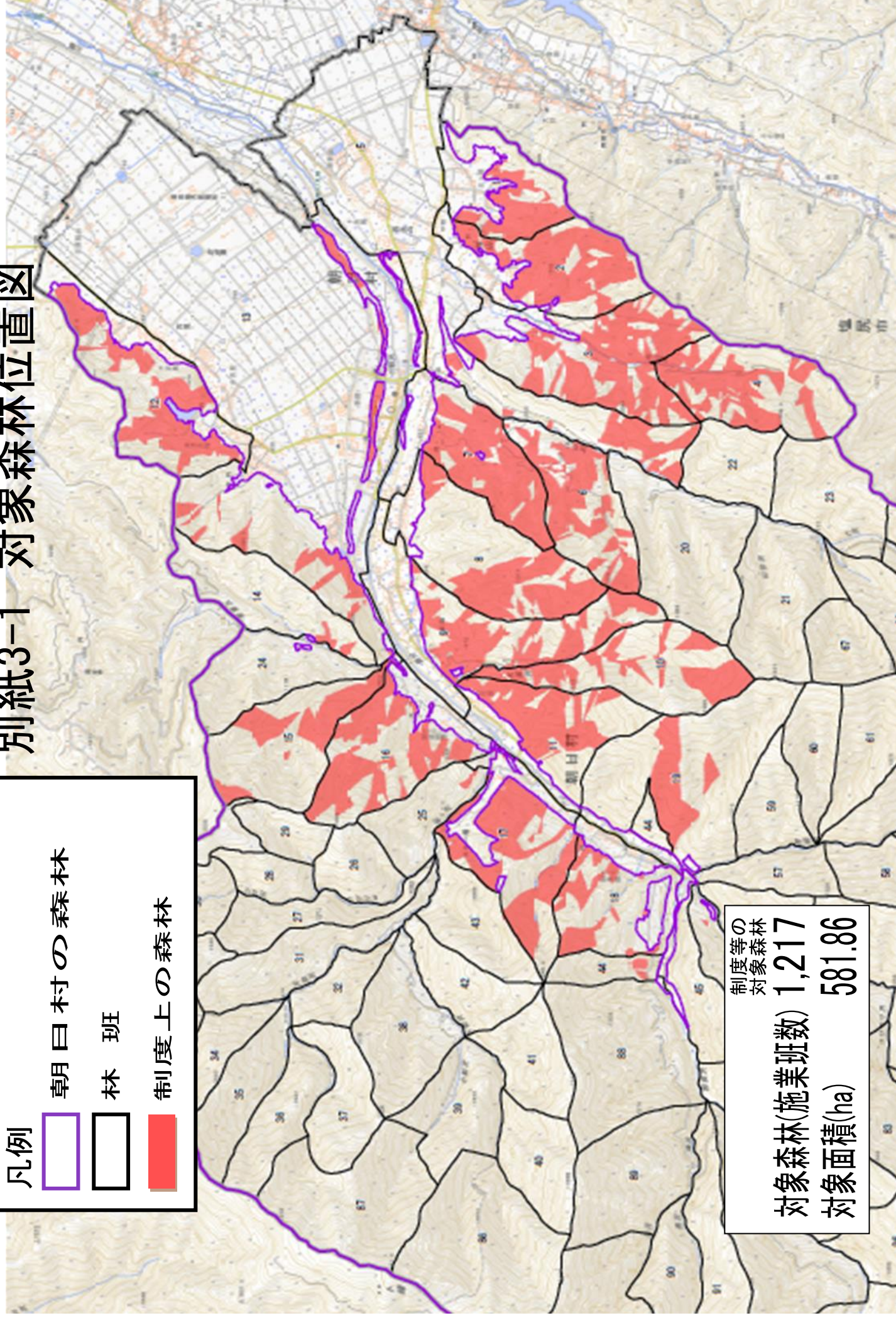


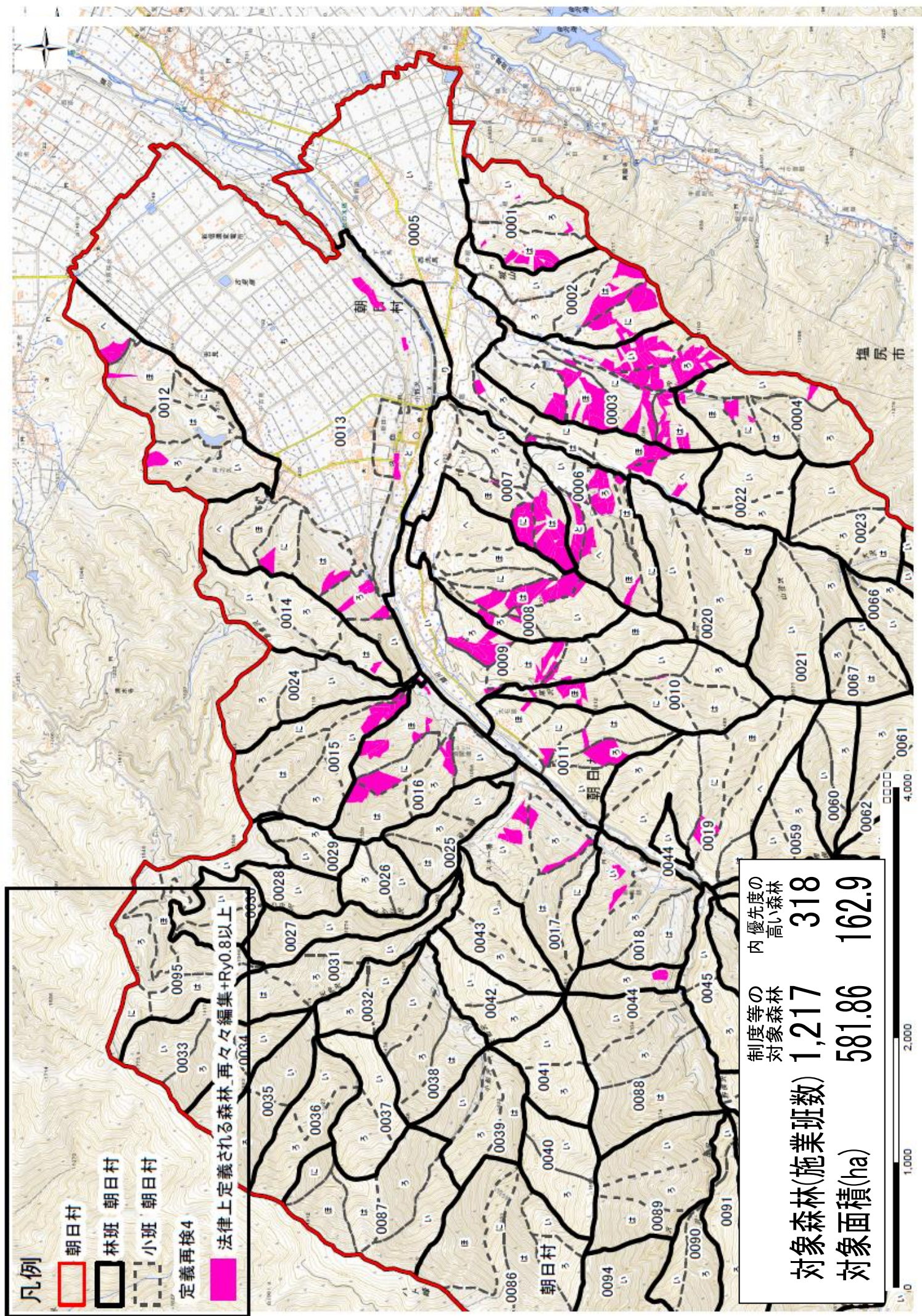
制度上の森林

制度等の
対象森林

対象森林(施業班数) 1,217

対象面積(ha) 581.86





凡例

朝日村

林班 朝日村

小班 朝日村

定義再検4

法律上定義される森林 再々編集+Ry0.8以上

内 優先度の
高い森林

318

制度等の
対象森林

1,217

対象森林(施業班数)

対象面積(ha)

581.86

162.9

0 1,000 2,000 4,000

別紙 4-1 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

番 号	地 域	林 班
1	古 見	1 1、1 2、1 3、1 4、1 5、1 6、1 7、1 8、1 9、4 4
2	針 尾	8、9、1 0
3	小野沢	6、7
4	西洗馬	1、2、3、4、5

(位置図については、別紙 3 - 2 参照)

別紙 4-2 意向調査実施の優先度（地域順）

順 位	地 域
1	西洗馬地域
2	小野沢地域
3	針尾地域
4	古見地域

別紙 4-3 優先度の考え方

	優 先 度	理 由
1	現地調査、施業履歴等から施業が確認できない森林	20 年以上未整備の可能性が高く、整備が優先されるため
2	長野県等の調査により、施業の必要性が認められる森林	密度の高い森林は樹木が細長く育ち、山崩れや風倒被害になりやすいため
3	人工林	元々植栽本数が多く、適期に整備が行われないと密度が高く、山崩れや風倒木になりやすいため
4	個人有林	所有者の変更に伴い森林の所有情報が失われやすいため

※上記条件が同等の場合には、(一社) 林業コンサルタント協会委託の対象森林評価図を採用し、優先度を付ける。

※優先度は、実施方針の見直しにより変更する場合がある。

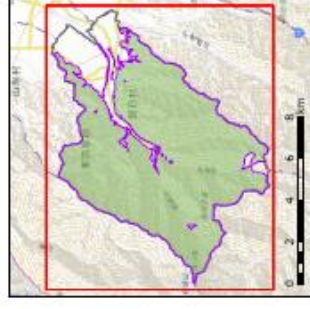
別紙 5 朝日村の環境譲与税交付予定額

(単位：千円)

年度	2019 (令和元年)	2020 (令和 2 年)	2021 (令和 3 年)	2022 (令和 4 年)	2023 (令和 5 年)	2024～ (令和 6 年～)
金額	4,110	8,734	8,734	11,304	11,304	13,872

(令和 2 年 10 月時点)

朝日村



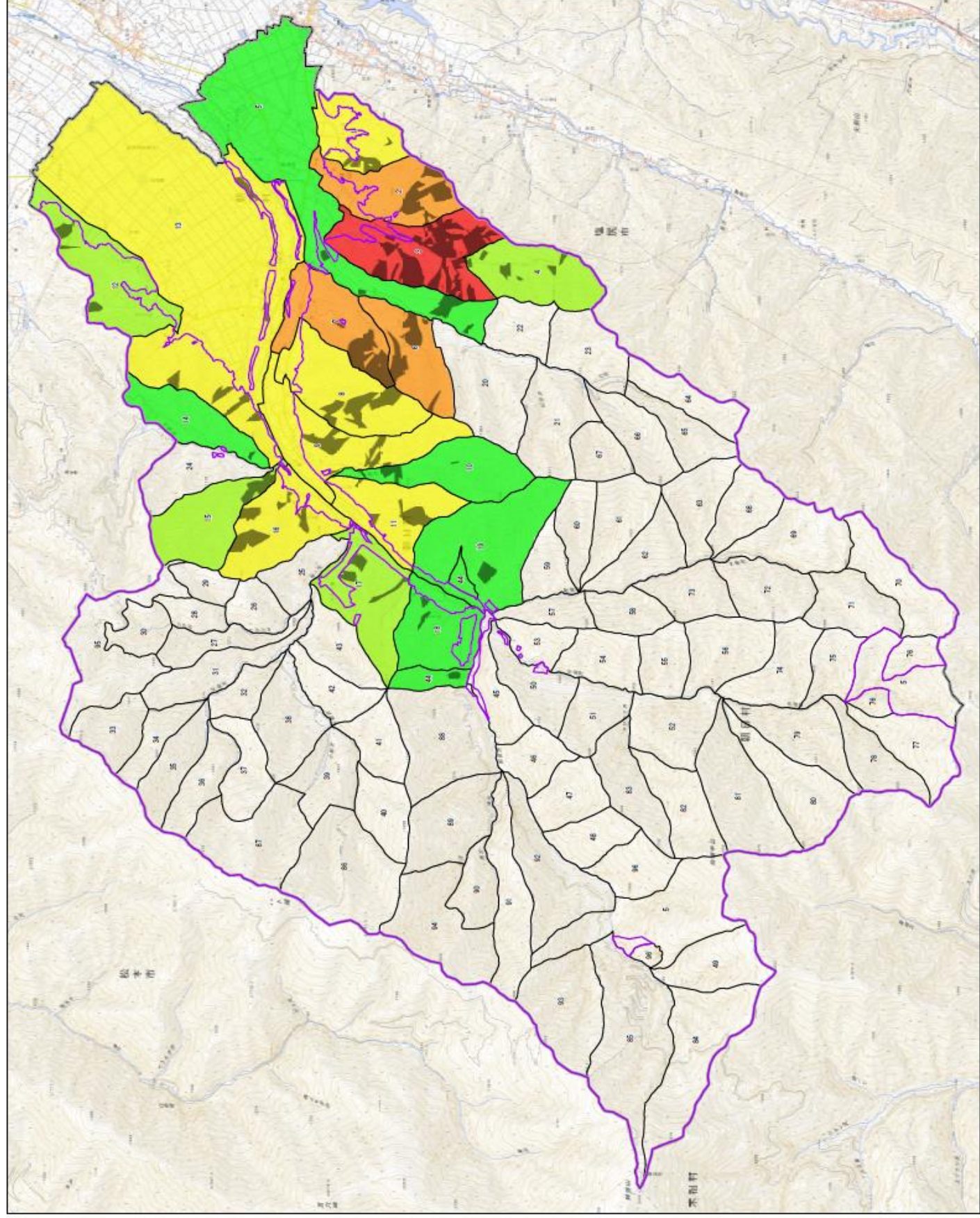
- 【凡例】
- 民有林範囲
 - 市町村境
 - 林班
 - 管理されていない/されない恐れのある森林
 - 法律上の定義森林
 - 林班総合面積比評価【%】(林班)
 - 19.29-30.92まで
 - 12.08-19.28まで
 - 5.93-12.07まで
 - 3.43-5.92まで
 - 0.51-3.42まで

【森林経営管理法】

森林評価

林班総合面積比評価
(林班)

<対象施業番号表示>



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R. 2JHf 180」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」